



なすしおぼら

令和4(2022)年3月20日

# 消費者だより 第43号

●発行 那須塩原市生活課(☎0287-62-7126) ●編集 那須塩原市消費生活推進連絡会

## 令和3年度那須塩原市「消費生活と環境展」

「“消費”で築く新しい日常～自分自身の責任でより安全、より安心な暮らしのために～」

那須塩原市の大きなイベントのひとつでもあります「消費生活と環境展」を2年ぶりに開催いたしました。

今年は、新型コロナウイルスの感染防止のため内容を大きく変更し、「デジタル」消費生活と環境展としての開催となりました。市特設ホームページにて、参加団体様のパネルを約1年間公開しておりますので、パソコンやスマートフォンでご覧ください。

また、参加団体様のパネルを、まちなか交流センター「くるる」(2月1日～2月9日)と健康長寿センター(2月10日～2月20日)に展示する消費生活と環境パネル巡回展示も行いました。

今回は、28団体が参加し、「暮らし」・「お金」・「食と健康」・「環境」のテーマを設け消費者問題や自然環境の保護についての啓発を行いました。

デジタル、パネル巡回展示という新たな試みとなった「消費生活と環境展」ですが、ご参加くださった市民の皆様、ご理解、ご協力していただいた参加団体様には、感謝申し上げます。「消費生活と環境展」が皆様の日常の生活に少しでもお役に立てたら嬉しく思います。

那須塩原市消費生活推進連絡会 会長 目黒 ケイ子

**「デジタル」消費生活と環境展**

アクセスはこちら!



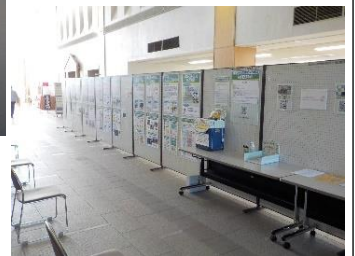
▲「デジタル」消費生活と環境展 特設ホームページ

## 消費生活と環境 パネル巡回展示



▼健康長寿センター  
【西那須野地区】

▲まちなか交流センター  
くるる【黒磯地区】



### 参加団体名(五十音順)

◆NNY株式会社◆株式会社那須環境技術センター◆環境ボランティアグループげんごろうの会◆関東電気保安協会◆黒磯地区婦人会◆ジェイアールバス関東株式会社◆市環境課◆市管理課◆市気候変動対策局◆市健康増進課◆市建築指導課◆市さくら保育園◆市市民課◆市生活課暮らし安全安心係◆食生活改善推進員協議会◆セーフティーライト推進委員会◆地球温暖化防止活動推進ネットワーク◆栃木県エコライフネットワーク「とちぎ」◆栃木県金融広報委員会◆那須塩原環境ボランティアの会◆那須塩原市交通安全対策協議会◆那須塩原市消費生活推進連絡会◆那須塩原市消費生活センター◆那須塩原市生活学校◆那須塩原西口産直会◆那須地区レジ袋削減推進協議会◆認定NPO法人とちぎボランティアネットワーク・フードバンク県北◆よつ葉生活協同組合

### 「エシカル消費」ってなに？

エシカル消費とは直訳すると

「倫理的消費」

より良い社会に向けた人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。

具体的には、何かを買うときにこんなことを考えてみてください。

- 認証ラベルのある商品を買う
- 福祉施設の商品を買う
- エコ商品を選ぶ
- 地元の商品を買う
- 被災地の商品を買う など





▲金融広報アドバイザー  
佐藤 実 先生

## 消費者講座

# 充実のライフプラン・ 相続ってなあに？

市民の皆さまの消費生活に役立つ情報をお届けする「消費者講座」を1月21日（金）にいきいきふれあいセンターで開催しました。今回は、「充実のライフプラン・相続ってなあに？」をテーマに、金融広報アドバイザー佐藤先生による終活でやるべきこと、相続について、遺言書やエンディングノートの活用についての内容でした。遺言書はもちろんエンディングノートを書いたほうが良い理由や、相続についての事例など、とても分かりやすい説明で、参加者の皆さまからは「とても参考になった」等の感想をいただきました。



▲消費者講座の様子

### 参加していただいた皆さまの感想

- エンディングノートに実際に取り組んでみようと思いました。遺産相続についても参考になりました。
- 今まで「終活」についてまだまだだと思っていましたが、考える年齢になったとつくづく思いました。「エンディングノート」は書いておく大切さがわかりました。夫婦で参加したので、早速話し合って書きます。大変勉強になりました。ありがとうございました。
- 家を守ってくれる人に知らせておきたいこと、いつも思っているけどなかなかできない。今日の話聞いてエンディングノートに取り組みたいと思いました。
- 人生で心配な件、どうしても逃げたくなるようなこと。しかし、必要（大切）なことで、参考となった。
- 相続に関する概要、ポイントがわかりました。

## 成年年齢が引下げられます

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引下げられます。成年年齢引下げによって変わることを、変わらないことを紹介します。

18歳になったらできること	20歳になったらできること
◆親の同意がなくても契約できる ・携帯の購入 ・クレジットカードをつくる ・ローンを組む など	◆競馬の馬券や、競艇の投票券などを買う ◆飲酒・喫煙 など

### ○新成人をターゲットにした悪質商法に注意しましょう

成人になると、自分の意志で契約ができますが、「未成年者取消権」による取消しができなくなります。契約トラブルに関する困りごとは、消費生活センターにご相談ください。

那須塩原市消費生活センター ☎0287-63-7900

## 編集後記

巡回展示とweb上の消費生活と環境展、例年と違う試みでしたが、楽しんでいただけたでしょうか？各団体のことをより深く知っていただけたなら嬉しいと思います。

（薄井史子）

消費者講座に参加して、家族に迷惑をかけたくないという思いを形にすることが「終活」であり、その家族のため、そして自分自身のために「エンディングノート」を書くことの大切さを学びました。

（柿沼万亀）